

石巻圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

石巻圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱（平成22年石巻市告示第227号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定又は変更に関する意見を聴取し、ビジョンに反映させるため、石巻圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（意見を求める事項）

第2条 懇談会は、次の事項について、意見を聴取する。

- (1) ビジョンの策定に関すること。
- (2) ビジョンの変更に関すること。
- (3) ビジョンの進捗に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（構成員及び選任期間）

第3条 懇談会は、石巻市と東松島市及び石巻市と女川町が締結した定住自立圏形成に関する協定書（平成22年10月1日締結）に掲げる政策分野に係る者30人以内をもって構成し、市長が選任する。

- 2 懇談会の構成員（以下「構成員」という。）の選任期間は、選任の日から2年とする。
- 3 構成員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第4条 懇談会に、座長及び副座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、懇談会の進行を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇談会の会議は、市長が必要に応じて開催する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 懇談会の庶務は、復興企画部政策企画課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。